

武情審答申第 26 号
平成 30 年 8 月 21 日

武蔵野市長 松 下 玲 子 殿

武蔵野市情報公開・個人情報保護審査会
会長 室 井 敬 司

答 申

1 審査会の結論

武蔵野市第五期長期計画・調整計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の作業部会（以下「作業部会」という。）の議事録（第 4 回、第 6 回、第 7 回、第 9 回及び第 10 回に係るもの。以下「本件議事録」という。）について、審査請求人が行った平成 29 年 3 月 17 日付け開示請求に対して武蔵野市長（以下「実施機関」という。）が同年 3 月 31 日付けでした武蔵野市情報公開条例（平成 13 年 3 月 23 日条例第 5 号。以下「条例」という。）第 13 条第 1 項の規定による非開示決定は、委員の氏名その他の個人を識別できる情報が記載された部分及びある地域、集団、組織等に対して揶揄的あるいは礼を失すると見える発言が記載された部分に係るものを除いて取り消し、その余の部分は、開示すべきである。

2 審査請求人及び実施機関の主張の概要

審査請求人は、本件議事録中、委員の氏名を除くその余の部分を開示しても、個人情報保護の観点から何ら問題がない旨主張している。

これに対して実施機関は、作業部会の議事は非公開とすることを取り決めた上で審議を開始したのであり、それにもかかわらず議事録を開示すれば、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」（条例第 9 条 5 号）、あるいは「調査研究に係る事務の公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」（同条第 6 号ウ）がある旨主張している。

3 審査会の判断

まず、本件議事録中、委員の氏名・職名が表示されている部分及び氏名そのものが表示されているわけではないが、自分の親族に言及するなど、言及された者が何人であるかが容易に分かるような情報が記載されている部分は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの」（条例第 9 条第 2 号）を記録したものであるから、開示しないことができる。

次に、平成 26 年 8 月 20 日に開催された策定委員会の第 1 回会議において、策定委員会は公開とするが、作業部会は非公開とする旨の取決めがなされた点に関連して判断する。確かに、こうした

取決め自体が法令に反するものとはいえないが、会議が非公開でなされるからといって、その議事録も当然に非開示とすることができるものとはいえない。そうでなければ、会議体において議事録の非公開を取決めさえすれば、法令に開示を命ずる規定がない限り、議事録が開示されないこととなり、行政文書が原則として開示されるべきであるとする条例の趣旨（条例第1条、第9条本文）に反するからである。したがって、議事録を開示しないことができるか否かは、そこに条例第9条各号で定める情報が記録されている否かによって判断されるのであり、非公開の取決めの存在は、そうした判断に当たっての一つの事情として考慮されるに止まるというべきである。

ところで条例は、市の機関等の審議等に関する情報について、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」のある場合に限り非開示とすることを許しているのであるから、議事録が公開されることで会議の出席者の発言に何らかの心理的な抑制が働くであろうことが予測されるというに止まらず、あくまでも、当該情報の性質に照らし、それを公にすることによる利益と支障とを比較衡量し、公にすることの公益性を考慮してもなお、その支障が看過しえない程度のものである場合に限り非開示とすることが許されると解される。

そうした観点から本件議事録を通覧すれば、その発言の大部分は、各発言者の専門的な知識や経験に基づいて、学問的な知見について説明したり、自己の意見を開陳したりする類のものであって、党派的な信条を主張したり、個別的な利害関係に基づく陳情を繰り広げたりするようなものとは異なる。したがって、本件議事録が開示された場合、審議における率直な意見交換が損なわれるとは認め難いのに対し、条例の目的である、「市が市政について市民に説明する責務を果たすとともに、市民の知る権利に基づく市政への参加を保障し、もって人々の理解と批判のもとに、公正で透明な行政を推進すること」（条例第1条）に資するものと考えられる。

同様の理由で、「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」も認められない。

ただし、本議事録中には、ある地域、集団、組織等に対して揶揄的あるいは礼を失すると見える発言が散見されるので、その扱いについても検討しなければならない。これらの発言は、条例の目的に資するような積極的な価値をもつものではなく、また、議事録が開示されないという安心感に由来するものであろうから、これを開示すれば、発言者にとっていさか酷な結果となる上に、当該委員の真意が誤解されて伝わるなど、「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」がないとはいえない。したがって、これらの発言が記載された部分（具体的には「別紙」のとおりは、条例第9条第5号の非開示情報の記録に当たると解される。

よって、「1 審査会の結論」のように判断する。

4 審査の経過

年 月 日	審 議 経 過
平成 29 年 7 月 28 日	諮問
平成 29 年 8 月 28 日	実施機関より理由説明書收受

平成 29 年 9 月 1 日	審議（第 14 期第 4 回審査会）
平成 30 年 1 月 26 日	実施機関より追加の理由説明（第 15 期第 2 回審査会）
平成 30 年 3 月 5 日	審議（第 15 期第 3 回）
平成 30 年 4 月 23 日	審議（第 15 期第 4 回）
平成 30 年 6 月 5 日	審議（第 15 期第 5 回）
平成 30 年 7 月 3 日	審議（第 15 期第 6 回）
平成 30 年 8 月 21 日	審議（第 15 期第 7 回）